

第 21 回教育委員会

平成 30 年 10 月 2 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第14号 大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

報告第14号

大阪市教育局教育長専決規則第2条第1項により、次のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市教育局事務局事務分掌規則（昭和38年大阪市教育局規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「、学事担当部長」を「、政策推進担当部長、学事担当部長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(参照)

〔 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育局事務局事務分掌規則（抄）

第2条 省 略

2－5 省 略

6 事務局にICT企画調整担当部長、**政策推進担当部長**、学事担当部長、学校環境整備担当部長、学校力支援担当部長、教育環境支援担当部長、インクルーシブ教育推進室長及び教育ICT担当部長を置く。

7－17 省 略

大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部改正について

1 改正の理由

全国学力・学習状況調査結果を受け、学力向上の課題分析や新たな施策の具体化に向けた総合調整や、市立高等学校の府移管の推進をはじめとした業務の発生を契機に、学力向上関連施策などの特命業務を一元的に管理するポストを新設し、輻輳する教育行政課題に機動的・戦略的に対応する組織体制を構築する必要があるため、教育委員会事務局の内部組織について定める本規則の一部を改正する。

2 改正の内容

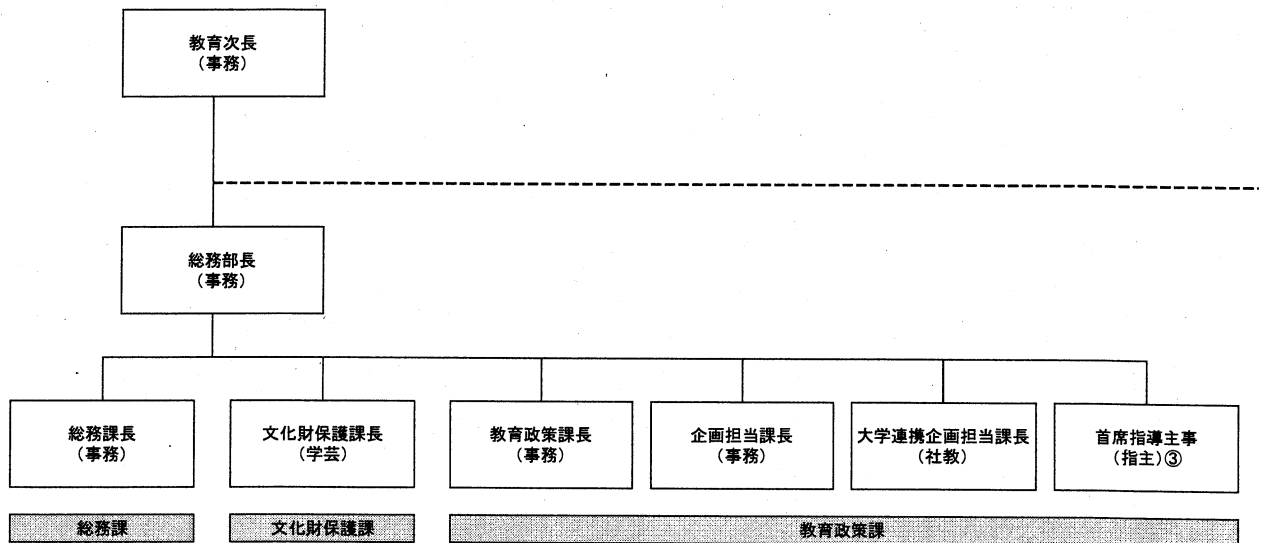
政策推進担当部長のポストの設置

3 施行期日

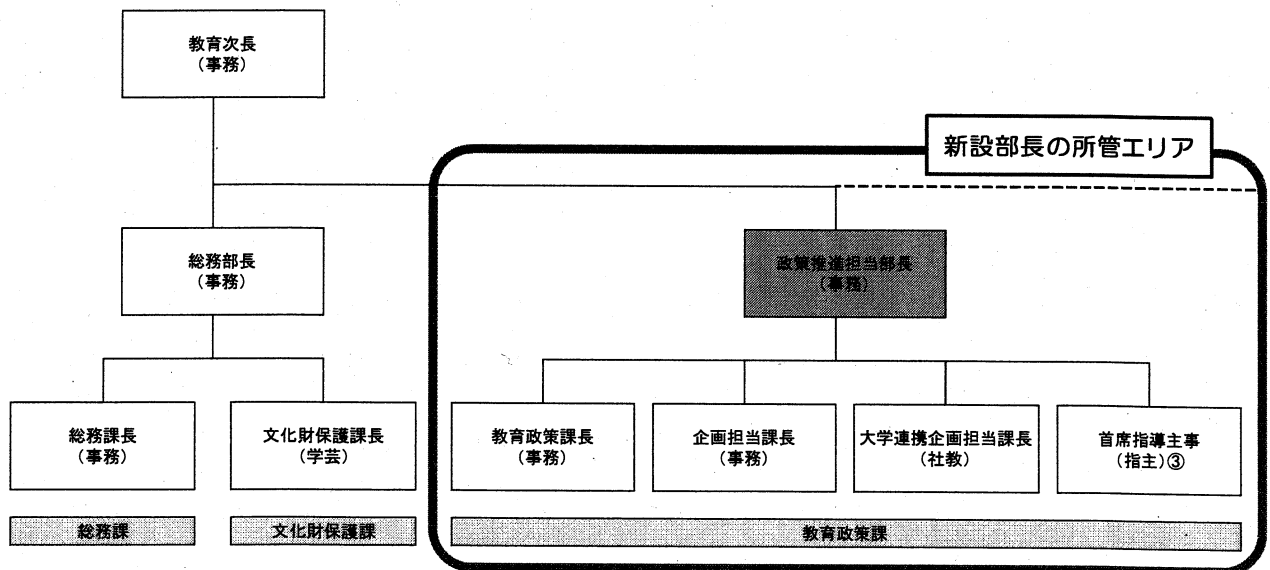
平成 30 年 10 月 1 日

(参考)
○ 組織図

【現行】



【平成30年10月1日 組織改正後】



※ は新設ポスト

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則 (抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。